

第3次

参考資料

食育推進基本計画

実践の環を広げよう

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めています。

平成28年度から平成32年度までの5年間の期間とする第3次食育推進基本計画では、これまでの10年間の取組による成果と、社会環境の変化の中で明らかになった新たな状況や課題を踏まえ、5つの重点課題を柱に、取組と施策を推進していきます。



重点課題
1

若い世代を中心とした
食育の推進



重点課題
2

多様な暮らしに対応した
食育の推進



重点課題
3

健康寿命の延伸に
つながる食育の推進



重点課題
4

食の循環や環境を
意識した食育の推進



重点課題
5

食文化の継承に向けた
食育の推進

第3次食育推進基本計画が
スタートします

食育の環と 5つの重点課題

右図は、生涯にわたって大切にしていきたい食育の全体像である「食育の環」について、特に第3次食育推進基本計画において力を入れていく視点を示した第3次版の「食育の環」です。私たちが、健全な食生活を実践し、生涯にわたって、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、個々人が健全な食生活を送るように意識し実践するだけでなく、「生産から食卓までの食べ物の循環」や「生涯にわたる食の営み」にも改めて目を向け、それぞれの環をつなぎ、広げていくことが大切です。第3次食育推進基本計画では、特に5つの重点課題を柱に、5年間、取組を推進していきます。

重点課題
1

若い世代を中心とした 食育の推進

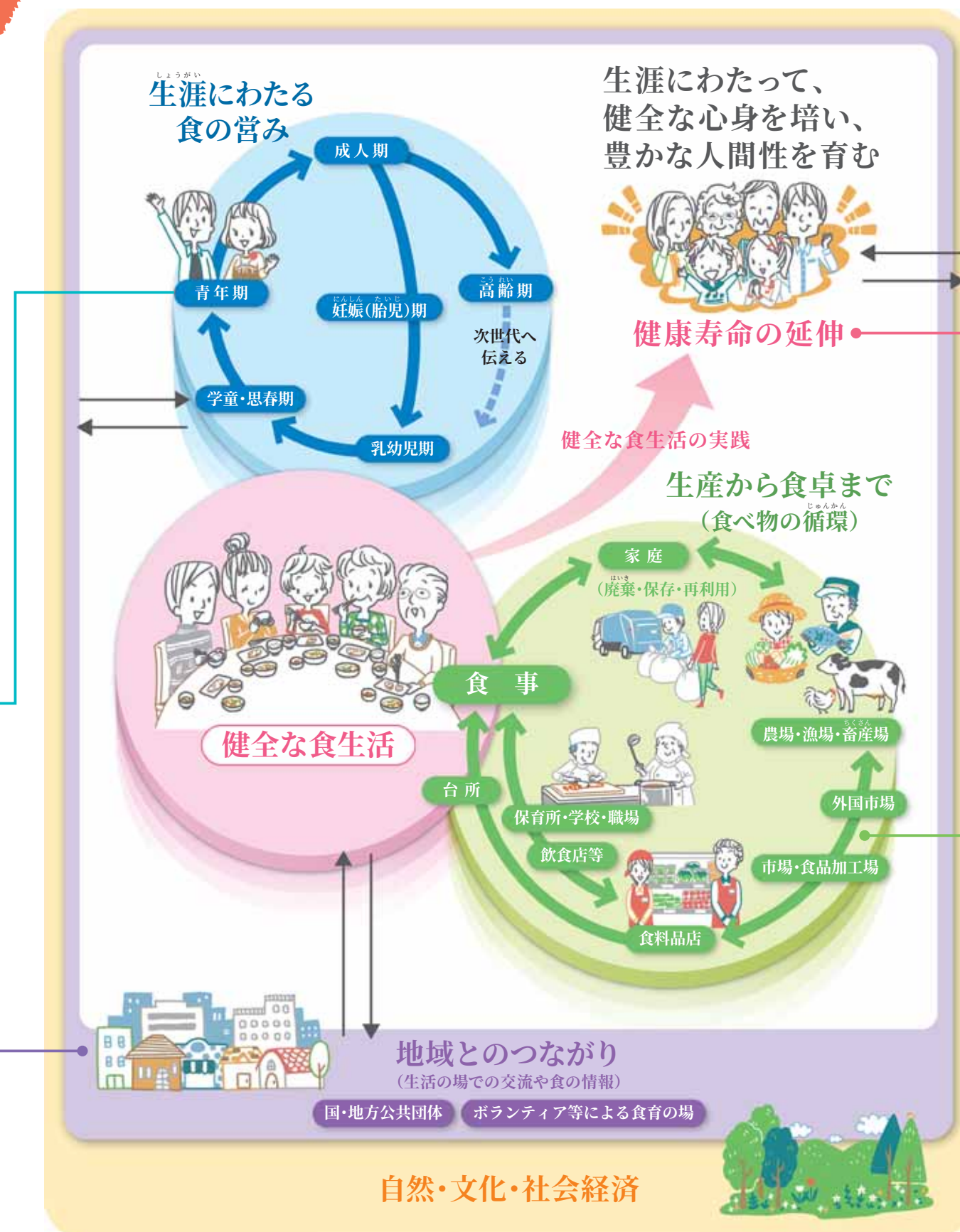
20歳代～30歳代の若い世代は、食に関する知識や意識が低く、朝食欠食や栄養の偏りなど、他の世代より多くの課題を抱えています。若い世代が心身共に健康であるために主体的に健全な食生活を実践することに加え、その知識や取組を次世代に伝えつなげていけるよう食育を推進します。

重点課題
2

多様な暮らしに対応した 食育の推進

世帯構造や生活の多様化、社会環境の変化による様々な状況を踏まえ、地域や関係団体等の連携・協働を図りつつ、全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、共食の機会の提供等を通じた食育を推進します。

実践の環を広げよう



食育は、これまでの10年間にわたる取組の中で、着実に推進され、進展してきました。しかし、食を取り巻く社会環境が変化している中、今後は、関係者が多様に連携・協働して、これまでの個々の取組をより一層広げていく必要があります。さらなる食育の進化・深化に向け、互いに協力し合って、充実した食育活動を展開していきましょう。

重点課題
3

健康寿命の延伸に つながる食育の推進

健康寿命の延伸のために、国民一人一人が健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて健全な食生活を実践できるよう支援を行います。また、食品関連事業者等を含む多くの関係者が主体的かつ多様な連携・協働を図りながら、減塩等の食環境の改善に取り組めるよう食育を推進します。

重点課題
4

食の循環や環境を 意識した食育の推進

国民自らが食に対する感謝の気持ちを深めていくには、生産者をはじめ、多くの関係者により食が支えられていることを知る事が大切です。様々な関係者が連携しながら、生産から消費までの食べ物の循環を意識し、食品ロスの削減等、環境にも配慮していけるよう食育を推進します。

重点課題
5

食文化の継承に向けた 食育の推進

日本の食文化が十分に受け継がれていない現状を踏まえ、郷土料理、伝統食材、食事の作法など、日本の伝統的な食文化に関する国民の関心と理解を深め、その優れた特色を保護・継承していけるよう食育を推進します。

5つの重点課題と目標

取組の充実を図るために、総合的な目標および5つの重点課題に関する目標を設定しています。

第3次食育推進基本計画の総合的な目標

国民一人一人が食育活動を実践するとともに、関係者が多様に連携・協働し、食育を推進することを目指します。

推進に当たっての目標

目標番号		
1	食育に関心を持っている国民の割合	75.0%→90%以上
14	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人→37万人以上
21	推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%→100%

重点課題1

若い世代を中心とした食育の推進

若い世代が自分自身で取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進を目指します。

推進に当たっての目標

目標番号		
4	朝食を欠食する子供の割合	4.4%→0%
5	朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%→15%以下
10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%→55%以上
18	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%→60%以上
20	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%→65%以上

重点課題2

多様な暮らしに対応した食育の推進

子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できる食育の推進を目指します。

推進に当たっての目標

目標番号		
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回→週11回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%→70%以上
6	中学校における学校給食実施率	87.5%→90%以上

重点課題3

健康寿命の延伸につながる食育の推進

生活習慣病の発症・重症化予防や健康づくり等、健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指します。

推進に当たっての目標

目標番号		
9	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%→70%以上
10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%→55%以上
11	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%→75%以上
12	食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社→100社以上
13	ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%→55%以上
19	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%→80%以上
20	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%→65%以上

重点課題4

食の循環や環境を意識した食育の推進

生産から消費までの食べ物の循環を理解するとともに、食品ロス削減等、環境へも配慮した食育の推進を目指します。

推進に当たっての目標

目標番号		
7	学校給食における地場産物を使用する割合	26.9%→30%以上
8	学校給食における国産食材を使用する割合	77.3%→80%以上
15	農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	36.2%→40%以上
16	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4%→80%以上

重点課題5

食文化の継承に向けた食育の推進

郷土料理、伝統食材、食事の作法など、日本の伝統的な食文化への理解を深める食育の推進を目指します。

推進に当たっての目標

目標番号		
17	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%→50%以上
18	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%→60%以上

※目標番号は、4ページの一覧表の番号と対応しています。

もっと詳しく
知りたい



第3次食育推進基本計画 参考資料集

第3次食育推進基本計画の

目標一覧

第3次食育推進基本計画では以下のように目標値を設定し、取り組みます。

目標番号	具体的な目標値	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)
1	食育に関心を持っている国民の割合	75.0%	90%以上
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回	週11回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%	70%以上
4	朝食を欠食する子供の割合	4.4%	0%
5	朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	15%以下
6	中学校における学校給食実施率	87.5% (26年度)	90%以上
7	学校給食における地場産物を使用する割合	26.9% (26年度)	30%以上
8	学校給食における国産食材を使用する割合	77.3% (26年度)	80%以上
9	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%	70%以上
10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	55%以上
11	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や 減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	75%以上
12	食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社 (26年度)	100社以上
13	ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	55%以上
14	食育の推進に関わるボランティア団体等において 活動している国民の数	34.4万人 (26年度)	37万人以上
15	農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	36.2%	40%以上
16	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4% (26年度)	80%以上
17	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を 継承し、伝えている国民の割合	41.6%	50%以上
18	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を 継承している若い世代の割合	49.3%	60%以上
19	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、 自ら判断する国民の割合	72.0%	80%以上
20	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、 自ら判断する若い世代の割合	56.8%	65%以上
21	推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	100%

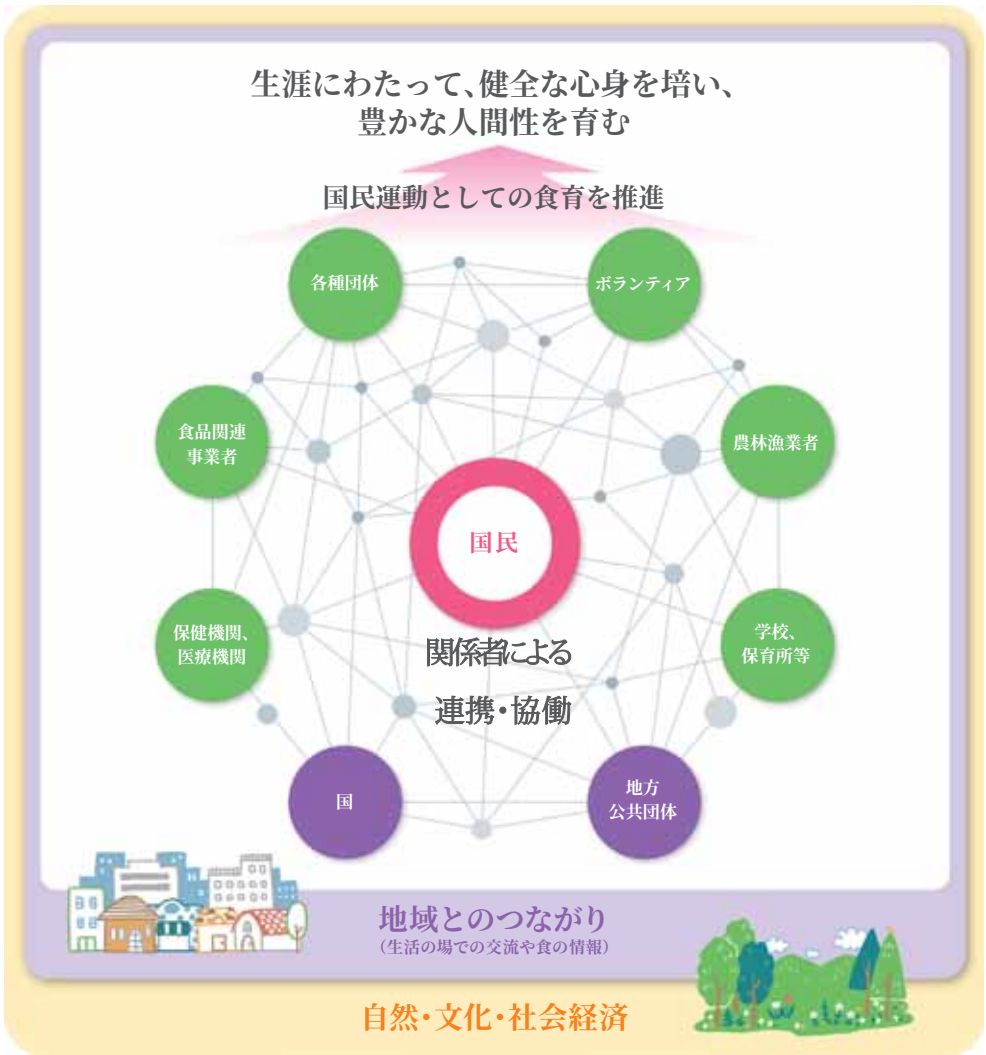
もっと詳しく
知りたい

第3次食育推進基本計画 参考資料集

第3次食育推進基本計画における

目標達成に向けた推進体制

国民をはじめ、様々な関係者、国、地方公共団体、それぞれが一丸となって食育を推進しましょう。



第3次食育推進基本計画では、「食育を国民運動として推進し、食をめぐる様々な課題や目標を解決、達成するためには、国、地方公共団体による取組とともに、学校や保育所等の教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなど、関係者がそれぞれの特性を生かしながら多様かつ緊密に連携・協働していくことが重要である」と位置づけています。引き続き、皆で一丸となって、それぞれの立場から、国民が健全な食生活を築いていけるよう、食育推進のための活動や実践しやすい社会環境づくりに取り組んでいきましょう。

問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局
消費者行政・食育課
TEL:03-6744-1971
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/index.html>

配布元

※連絡先等を入れることができます。